

定期報告対象となる建築設備の一覧表

対象となる建築設備	対象となる建築設備の具体例	対象とならない建築設備の具体例 《建築物の定期調査の範囲に含むもの》	報告 間隔
換気設備	換気に有効な 1/20 以上の窓が確保できない居室又は火気を使用する室における以下のいずれかの換気設備 ① 中央管理方式の空気調和設備 ② ダクトが2以上の室に係るもの	① 自然換気によるもの ② 外気に面する壁に設置する換気扇 ③ 給気から排気までが一のダクトによるもの ④ 同一室でダクトが完結するもの	1年毎
排煙設備	① 排煙機を有するもの	① 排煙機を有しないもの	
非常用照明設備	① 発電機で稼働するもの ② バッテリーを別置したもの	① 照明器具にバッテリーを内蔵したもの	

※ 長野市、松本市及び上田市内の場合には別途確認してください。(特定行政庁毎に指定することとされています。)